

令和5年10月20日

各位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 業務本部 山口 節一  
(TEL:03-6843-1413)

### ETFの約款変更に関するお知らせ

当社は、本日、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### ○ETF名称

2516\_東証マザーズETF (以下、本ETF)

##### ○変更内容およびその理由

本ETFは東証マザーズ指数を対象指数としておりますが、その対象指数の名称変更に伴う所要の変更を行います。

変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

##### ○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

##### ○変更の日程について

届出日 : 令和5年10月26日

実施日 : 令和5年11月6日

以上

## 東証マザーズETF

## 投資信託約款の変更

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>ファンド名称 東証グロース250ETF</p> <p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。 1. この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、<u>東証グロース市場 250指数</u> (以下「<u>対象指数</u>」といいます。)を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または<u>対象指数</u>に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。 2. 株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。 3. 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。 a. <u>対象指数</u>の計算方法が変更された場合 b. <u>対象指数</u>に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、<u>対象指数</u>における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合 c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合 d. その他、連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合 4. ～21. &lt;略&gt;</p> <p>(信託事務等の諸費用) 第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「<u>諸経費</u>」(消費税等に相当する金額を含みます。))といいます。)は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 ② 前項に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。 1. ～10. &lt;略&gt; 11. ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な<u>対象指数</u>の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用</p>	<p>ファンド名称 東証マザーズETF</p> <p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。 1. この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、<u>東証マザーズ指数</u>を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または<u>東証マザーズ指数</u>に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。 2. 株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。 3. 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。 a. <u>東証マザーズ指数</u>の計算方法が変更された場合 b. <u>東証マザーズ指数</u>に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、<u>東証マザーズ指数</u>における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合 c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合 d. その他、連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合 4. ～21. &lt;略&gt;</p> <p>(信託事務等の諸費用) 第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「<u>諸経費</u>」(消費税等に相当する金額を含みます。))といいます。)は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 ② 前項に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。 1. ～10. &lt;略&gt; 11. ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な<u>東証マザーズ指数</u>の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用</p>